

クロージング・オークション導入に伴う「業務規程」等の一部改正について

2023年9月21日

株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

当取引所は、業務規程等の一部改正を行い、2024年11月5日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、2024年11月に予定されている東証arrowheadのシステム更改にあわせて、終値形成における透明性の向上を目的として、午後立会の売買立会終了時の売買においてクロージング・オークションを導入することに伴い、所要の対応を行うことによるものです。

II. 改正概要

1. クロージング・オークションの導入

- 株券の立会市場の午後立会の売買立会終了時の売買において、クロージング・オークションを導入します。ザラバ取引の終了時（15時25分）から5分間の注文受付時間（プレ・クロージング）を設けた後、15時30分に板寄せを実施します。
- プレ・クロージングに板登録された注文（プレ・クロージング開始時に板登録された引け条件付き注文及び不成注文を含みます。）は、同時呼値注文として扱います。
- 売買成立可能値幅内では板寄せの条件を充足しない場合でも、当該値幅の上限（下限）値段において約定処理の対象となる注文が存在する場合には、当該値幅の上限（下限）値段を約定値段として、時間優先により約定処理を行います（特別約定）。

2. その他

- その他所要の改正を行います。

（備考）

・業務規程第2条第1項第1号

・業務規程第10条第3項第3号

・業務規程第12条第5項2号

III. 施行日

- 2024年11月5日から施行します。

※ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、2024年11月5日から施行することが適当でないとき当取引所が認める場合には、同日後の当取引所が定める日から施行します。

以上